

税務

# 調査前の税理士への意見聴取を積極活用

意見聴取で発覚した申告漏れに係る過少申告加算税は免除に

要約

- ▶ 課税当局、「税務調査」の前に行われる税理士への意見聴取を積極的に活用する方針。
- ▶ 「意見聴取≠税務調査」。意見聴取により発覚した申告漏れを納税者が自主的に修正申告した場合は過少申告加算税が免除。

課税当局は最近、「税務コーポレート・ガバナンス」を通じた納税者の税務コンプライアンスの向上を積極的に促す方針を打ち出している。たとえば、本誌511号10頁でお伝えした「調査必要度の低い大法人に対する税務調査の省略（税務リスクの高い取引の自主開示などが条件）」などもその1つであるが、その背景にあるのが国税庁の職員減少と実地調査率の低下だ。

国税庁の職員（定員）は、平成9年のピーク時から約1,000人減少（平成9年57,020人→平成25年55,856人）。実地調査率も、

平成元年時には法人8.5%（個人2.3%）であったものが、平成23年時には法人4.3%（個人1.4%）と大きく落ち込んでいる。

この点に大きな問題意識をもつ当局は、現在、納税者の自発的な事後申告を促進する取り組みを検討している。具体的には、①多数の申告漏れが想定される事項の公表、②書面照会等による自発的な見直しの要請、③税理士法に基づく意見聴取の充実が検討されているが、当局が関心を寄せているのが③税理士法に基づく意見聴取だ。

税理士法35条を根拠とする意見聴取は、「税務調査」に該当しないため、納税者が税理士への意見聴取で発見された誤りを修正する期限後申告書を提出した場合には、過少申告加算税が免除される。

当局は、この加算税の免除が納税者にとって大きなメリットになると捉えており、「税務調査」の前に行われる税理士への意見聴取を積極的に活用していく方針だ。

## 関信局、教職員向けの「租税教育セミナー」を開催

関東信越国税局は8月12日、「とちぎ健康の森（宇都宮市）」の講堂で栃木県内の小・中・高等学校の教職員を対象とした「租税教育セミナー」を開催した。このセミナーは、租税教育の充実を図る目的で行われたもので、当日は約330人の教職員らが参加。セミナーで租税教育の実践事例を報告した屋代聖之教諭（那須塩原市立厚崎中学校）は、学校教育費や医療費に使われる税金など生徒にとって身近に感じられるものへの関心が高かったと話していた。

